

NPO法人の設立登記を行わない団体への対応について

NPO法人は、設立の登記をすることによって成立し、設立の登記をしたときは遅滞なく所轄庁へ設立登記完了届出書等を届け出ることが義務付けられています。

設立認証を受けたにもかかわらず設立の登記を行わないということは、法人設立の意思がなく、設立認証を受けたにもかかわらず設立の登記を行わない団体が、NPO法人であると周囲から誤認されることや、法人格を持たないにもかかわらずNPO法人であるかのような活動がなされる恐れがあります。

このため京都府では、設立の認証があった日から6月を経過してもその登記をしないときは、設立の認証を取り消すこととし**設立の認証を取り消した場合について、京都府ホームページに掲載し、府民の方への情報提供を行うこととしています。**

- ① 設立の認証を受けた日から2月経過しても設立登記完了届出書の提出がない場合は、設立認証の申請者に対して、電話にて提出の催告を行います。
- ② ①の催告から1月経過（設立の認証日から3月経過）しても設立登記完了届出書の提出がない場合は、設立代表者あてに督促書を送付します。
- ③ ②の督促から1月経過（設立の認証日から4月経過）しても設立登記完了届出書の提出がない場合は、設立登記の状況を確認し、登記が完了していないことを確認した場合は、設立代表者あてに再度督促書を送付します。（登記の完了を確認した場合は、法人の代表者に設立登記完了届出書の提出の催告を行います。）
- ④ ③の再度の督促にもかかわらず、設立の認証日から6月を経過しても設立登記完了届出書の提出がない場合は、設立登記の状況を確認し、登記が完了していないことを確認した場合は、行政手続法に規定された聴聞を経たうえで、設立認証の取り消しが相当と判断された場合は、設立の認証を取り消します。また、**「法人の名称、設立の認証日及び認証を取り消した日」を京都府ホームページに掲載します。**（登記の完了を確認した場合は、法人の代表者に設立登記完了届出書の提出の催告を行います。）

なお、既に6月を経過しても設立の登記を行わない団体に対しては、上記の手続きを適用せずに、行政手続法に規定された聴聞を開催のうえ、設立の認証の取り消しを行う場合があります。